

# 村を元気に！

―返礼品制度はじまります―



―ふるさと納税について

ふるさと納税制度とは、平成20年に創設された、「生まれ育ったふるさとへの恩返し」や「居住地以外で自分の好きなまちを応援」することができる、自治体への寄附制度です。寄附をすると自治体によっては返礼品がもらえたり、住民税や所得税から、自己負担分を除いた寄附額が控除（減額）されます。※確定申告かワンストップ特例制度の申請が必要

川上村でも4月より返礼品制度を活用した「かわかみ応援寄附金」をスタートし、より多くの方からふるさと納税を募集することになりました。

―なぜはじめるのか？

（栗山村長コメント）

本村ではこれまで、「素朴に水源地の村を応援してほしい」、また「過度な返礼品合戦になつてはいけない」という観点から、寄附をいただいた方へ返礼品の送付は行っておりませんでした。しかしながら私たちが取り組んでいる「水源地の村づくり」のための安定した財源確保に向けた寄附金増加や、返礼品を通じて村への誘客や村内事業者のPR・宣伝効果を生むことを目的に、この度返礼品を活用したふるさと納税「かわかみ応援寄附金」を募集することになりました。

村内事業者の皆さんには、ぜひとも返礼品提供事業者として我々とともに「水源地の村づくり」に取り組んでいただき、川上村の魅力をどんどん発信していきたいと思えます。

ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひします。

## 制度の概要



- 「川上村らしい、返礼品により、村や村内事業者のPRを図ります」
  - 返礼品は物品だけでなく、ツアーや宿泊等の来村型サービスも採用し、村への誘客を図ります
  - 寄附金の使い道（村の事業）を選択できるので、村外から村づくりに参加でき、その結果も広く周知します
- ※村に住民登録がある方は、納税による税控除や用途の選択はできますが、返礼品を受けることはできません

ふるさと納税による  
つながり

新たな活力を生み出す

